

「湧水保全フォーラム 全国大会 in みさと」を 開催します

町では、平成20年4月1日に美郷町水環境保全条例を制定し、小中学校での水環境学習や町民を対象とした学習会の開催、水源涵養林への植樹活動、町の魚であるイバラトミヨの生息状況や生息環境の維持保全など多くの取り組みを実施し、清浄な水環境を町民共有の貴重な財産として保全してきました。

町の水環境保全活動の取り組みを全国に向けて発信するとともに、全国の水環境保全取組団体等のさまざまな活動を知ることにより、町民一人ひとりが水環境保全について学ぶ機会として、7月1日金に美郷町公民館を会場に「湧水保全フォーラム全国大会 in みさと」を開催します。

当日は、町内や県外の小中学生や水環境保全取組団体等の事例発表、パネルディスカッション等のイベントを予定しています。詳しい内容については広報4月号で改めてお知らせしますので、多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

ミズモがご案内!! 美郷町「観光ガイドアプリ」

町の観光情報や飲食店、商店等の情報を幅広く発信していくため、スマートフォン向けの「観光ガイドアプリ」のサービス提供を開始しました。

観光スポットやお奨めの観光コースに加え、飲食店やお土産店、宿泊施設等の情報を掲載し町の魅力を発信していきます。

今回サービスが開始となる「美郷町観光ガイドアプリ」は、スマートフォンにダウンロードして使用するもので、観光パンフレットのようにスマートフォンの中で持ち歩くことができます。お得な情報も満載です。みんなでダウンロードして、美郷町の魅力を発信していきましょう。

①ナビゲーション

「美郷のミズモ」が行きたい場所まで案内してくれます。

②観光ルート案内

目的に併せた観光スポットをコースで案内してくれます。

③スタンプラリー

楽しみながら観光できるように、スタンプラリー機能を搭載しています

④撮影機能

スタンプラリーで取得したスタンプ(ミズモ)と一緒に記念撮影ができます。

機能

【ダウンロードの方法】
ダウンロードは無料です

- ① iOS (iPhone)は、App Storeから「美郷町観光ガイドアプリ」で検索
- ② Androidは、Google Playから「美郷町観光ガイドアプリ」で検索



問●町商工観光交流課 観光班 ☎0187(84)4909

軽自動車の登録抹消や名義変更などの手続きは3月中にお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪の軽自動車・4輪の軽自動車・2輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。

廃車や譲渡により所有者でなくなった方や転出された方が登録抹消や名義変更・住所変更などの手続きをしないまま4月1日を経過すると、平成28年度分の軽自動車税が課税されてしまいます。廃車・名義変更・住所変更など所定の手続きがまだお済みでない方は、3月中に

行うようにしてください。

4月2日以降に所有者でなくなった場合は、平成28年度分の税金が全額課税されますのでご注意ください。逆に、4月2日以降に車両を取得した場合には平成28年度分の税金は課税されません。

特に、3月末は大変混雑しますので、早めに手続きされますようお願いいたします。

車 種	手続き先	必要書類等
<ul style="list-style-type: none"> 軽四輪 軽二輪 (125cc超250cc以下) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大曲仙北地区自家用自動車協会 ☎0187(62)2371 ●軽自動車検査協会 秋田事務所 ☎050(3816)1834 ●秋田県軽自動車協会 ☎018(896)6811 	<ul style="list-style-type: none"> ・新、旧使用者の認印 ・住民票 ・自動車検査証 ・手数料 ※詳しくは手続き先へお問い合わせください。
<ul style="list-style-type: none"> ・小型二輪(250cc超) 	<ul style="list-style-type: none"> ●秋田運輸支局 ☎050(5540)2012 	
<ul style="list-style-type: none"> ・原動機付自転車(125cc以下) ・小型特殊自動車 (トラクター、コンバインなど) ・ミニカー 	<ul style="list-style-type: none"> ●美郷町役場 税務課 ☎0187(84)4902 	<ul style="list-style-type: none"> ・新、旧使用者の認印 ・廃車、ナンバープレートの変更のときは、ナンバープレート ※手数料は無料です。

※県外に転出されている方は、その住所地の軽自動車協会で行ってください。

問 町税務課 課税班 ☎0187(84)4902

所得税・町県民税

申告相談は3月15日(火)まで

平成27年分の所得税と平成28年度分の町県民税の申告相談は、3月15日(火)までです。申告相談の日程や申告に必要なものは、広報美郷平成28年1月号8ページに掲載しています。忘れずに申しませう。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

町税等の納め忘れはありませんか？

平成27年度の町税等の納め忘れがないかご確認ください。納め忘れがあった場合は、早急に納付してください。特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせず、お早めにご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902